

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置進捗状況について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年7月19日

静岡県監査委員	青	木	清	高
静岡県監査委員	城	塚		浩
静岡県監査委員	和	田	篤	夫
静岡県監査委員	曳	田		卓

1 包括外部監査の特定事件

平成29年度

「防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について」

2 措置進捗状況の内容

別冊のとおり

平成 29 年度包括外部監査結果に基づく措置進捗状況

注 1) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、H29 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当 ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
A 「静岡県地震・津波対策アクション・プログラム 2013」全体について						
意見	<p>① 目標指標の設定について</p> <p>本プログラムにおいては、同じようなアクションにもかかわらず、担当課によって目標指標の設定が異なるケースがある。</p> <p>これは、担当課によって本プログラムの位置づけや趣旨に対する理解が異なっていて、目標指標の設定に違いが生じているものとする。今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議における進捗管理の中で、進捗に遅れが見られるアクションについて目標指標や目標数値などの見直しや検討を行うにあたり、あわせて検討していくことが必要だと考える。</p>	P12	措置 対応中	<p>アクションプログラムの目標指標等については、各部署が総合計画や総合戦略と整合性を図っており、施策内容が同じようなアクションであっても、目標指標が異なる場合があるが、平成29年度に新たな総合計画を策定したことから、平成30年10月12日に「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議を開催して、この新ビジョンに掲げる目標指標を踏まえた見直しなどを行い、適正なPDCAの推進を図った。</p>	H32. 3	危機 政策課
意見	<p>② 実績の集計について</p> <p>本プログラムでは、アクション別に、目標指標と数値目標と並んで平成27年度末の実績も示されている。</p> <p>この実績の集計について、一部推計値を実績として開示しているケースもあった。</p> <p>本プログラムを取りまとめる際に、危機政策課が各担当課に対して実績の計算に推計値が含まれているかどうかを確認し、含まれているという回答があったアクションについては、推計値の客観性や合理性の検証をすることが必要である。</p> <p>また、実績の集計については、厳密に基礎データの集計をやれば、それ自体が膨大な作業になってしまうため、</p>	P12	措置 完了	<p>進捗が遅れているアクションについては、各年度末の進捗状況を把握し開示しているが、平成30年10月12日に「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議を開催して、推計値の取扱いを含め、客観性や合理性が保たれる数値となるよう、各担当課に検証を依頼し、必要に応じ、目標数値や数値目標の見直しなどを行った。</p>		危機 政策課

	<p>簡便的に10年以上も前のデータが継続して使用しているケースもあった。本プログラムでは、そのことについては特に説明もされていないので、公表されている実績データについて誤解を与える恐れがある。</p> <p>今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議における進捗管理の中で、進捗に遅れが見られるアクションについて目標指標や目標数値などの見直しや検討とあわせて、必要に応じて実績集計の方法についても見直すのが望ましいと考える。</p>					
意見	<p>③ 市町レベルの情報の開示</p> <p>個別に担当課へのヒアリングを行ったアクションについて、市町別のデータを見る機会もあり、同じ静岡県でも、市町によって、地形や特性、年齢構成、財政力などの違いもあって、防災への考え方や取組状況は一樣ではないという印象を強く受けた。</p> <p>本プログラムは、県全体の取組状況がまとめられているが、個々の県民にとっては、県全体の状況よりも、自分たちが生活している市町の状況の方が、より身近な問題である。</p> <p>各市町のホームページや広報でも、個別に地震・津波対策の情報を探すことはできるが、全35市町の状況を一覧にすることで他の市町との比較から、自分たちが生活している市町への理解がより深まるのではないかと考える。</p> <p>今後、本プログラムの176のアクションの中で、特に重要性や緊急性が高いものについては、数値目標と実績に関する基礎データを市町別一覧にして開示することを検討すべきである。</p>	P13	措置 対応中	津波避難施設の空白域の解消や被災者生活再建支援訓練の実施など、特に重要性が高いものについて、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議等の場を活用して、市町別の基礎データを公表する。	H32. 3	危機 政策課

B 県民防災啓発強化事業費					
意見	<p>① 目標設定の曖昧さについて</p> <p>本アクションでは、目標指標の実績をアンケートによる県民意識調査で確認している。そのなかで、家具類の固定化が大部分できているかどうかの判断は回答者に委ねられているが、大部分かどうかの判断についての説明は特に行われていない。</p> <p>判断のポイントとなる事項や最低限クリアすべきもの（例えば、寝室の家具、食器棚、テレビなど）についての説明やチェックリストを加えることで回答者の視点やレベル感が定まりやすくなると考える。</p>	P23	検討中	<p>次回調査までに、内閣府が実施する調査との整合や回答者への負担も考慮しつつ改善を検討する。</p>	H32. 3 危機情報課
意見	<p>② 地震防災センターによる情報発信について</p> <p>地震防災センターは静岡市にあり、県東部や県西部の人には利用しづらい面がある。センターの展示品や体験装置の一部を一定の期間、東部地区や西部地区に移動できるような仕組みを積極的に検討して利用者の拡大を図ることを検討すべきである。</p>	P23	措置対応中	<p>現在進めている地震防災センターのリニューアルに合わせ、県の出先機関や市町等に貸し出して展示等を行う「アウトリーチセット」を作成する予定であり、これらを活用して、東部地域や西部地域での館外展示を行う予定である。</p>	H32. 3 危機情報課
意見	<p>③ 事業所の地震防災応急計画の策定の促進について</p> <p>特別措置法の立法趣旨から考えると、地震防災応急計画の作成・届出をしていない事業者に対しては、県から強く対応を求める必要があると考える。しかし、対象となる施設・事業によって県内部の所管が分かれていて、全体の取りまとめができていないので、知事による勧告や公表といった特別措置法の仕組みが十分に機能していないと思われる。</p> <p>また、「地震・津波対策アクションプログラム」での本アクションは、危機管理部危機情報課が担当になっているが、危機情報課は各所管</p>	P23	措置対応中	<p>計画未策定の事業所が多い所管課に改善策を求めることとした。</p>	H31. 10 危機情報課

	<p>課から計画の届出状況の情報を収集しデータを集計しているにすぎない。</p> <p>アクション（をするための）プログラムとしてメニューに加えて、計画の策定率を100%にすることを目標に掲げるのであれば、危機情報課が履行義務を果たしていない事業者が多い所管課に対して改善策を求めることや、知事による勧告や公表の検討などの全体の取りまとめを積極的に行うべきである。</p>					
意見	<p>④ アンケート調査の内容の重複について</p> <p>本アクションでは、目標の達成状況を4年に1回行われる企業防災実態調査の結果で確認しているが、そのアンケートの中にはBCP（事業継続計画）の策定状況についても含まれている。</p> <p>BCPの策定状況については、アクションNo.156で、経済産業部商工振興課も事業者に対するアンケート調査を1年おきに行っていることを確認しているが、アンケート調査は連携していることはなく、独自に実施している。</p> <p>アンケート調査自体は、直接的にBCP（事業継続計画）の策定を促進させるものではなく、発送コストや回答の集計事務工数もかかるので、できるだけアンケート内容の共有や、重複を避けるような連携が必要であると考えます。</p>	P24	措置完了	<p>今後、BCPの策定状況については、経済産業部商工振興課で一元的に調査を行うこととした。</p>	危機情報課	
C 緊急地震・津波対策等交付金						
意見	<p>① 「成果指標調」の公表について</p> <p>危機政策課では、各市町における交付金対象事業の進捗管理のために、「市町AP進捗確認票」の中から特に重要な4項目（ア.津波避難施設の空白域の解消、イ.安全対策完了、</p>	P33	措置対応中	<p>地震・津波対策等減災交付金事業（現交付金の後継事業）の進捗管理上、特に重要な3項目（ア.津波避難施設の空白域の解消、イ.安全対策完</p>	H32.3	危機政策課

	<p>ウ. 救護施設機材整備、エ. 救命救助用資機材装備) について、市町別の実績状況をまとめた「成果指標調」を作成し、市町にも提示している。この「成果指標調」を見ると、市町によって、実績にかなりのばらつきがあることが確認できる。県のホームページで公表されている「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の中で、平成27年度末の目標指標の実績が記載されているが、市町別のデータは公表されていない。命にかかわる事業への取り組みについては、住民にとって、県全体のデータよりも、自分たちが住む市町のデータの方が重要である。また、本来、市町が進めるべき事業に対して、県が交付金を出す趣旨を考えれば、県としても、もっと積極的に交付金を活用して、事業を進めることを市町に求めるためにも、市町別データの公表をする必要があると考える。</p>		<p>了、ウ. 被災者生活再建支援訓練実施) について、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議等の場を活用して、市町別の基礎データを公表する。</p>		
意見	<p>④ 目標指標の設定方法の見直しについて</p> <p>アクションNo. 95は、市町が進める同報無線の子局の設置を交付金によって促進させるものであるが、目標指標を、県全体の人口から1基あたり200世帯と単純に割り返して設定している。交付金事業は市町が進める事業を県がバックアップするものなのだから、35の市町に対して、市町が必要と考える子局の数と現在の数を確認していけば、各市町におけるカバー状況や、今後、必要な交付金も正確にも把握できるはずである。</p> <p>また、アクションNo. 149（市町の緊急物資の備蓄）でも、県の設定する目標数は市町の考える必要数の積み上げと一致していない。県の計算</p>	P35, 36	<p>措置完了</p> <p>市町の同報無線の子局については、デジタル化への対応など、市町が必要とする子局の数を改めて確認し、平成30年10月12日に「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議を開催して、目標指標の見直しなどを行った。</p> <p>措置完了</p> <p>本アクションについては、市町における必要数の積算方法等が市町によって異なることから、全県同一の基準により県が設定した目標数を引き続き使用することが適切であると判断した。</p>		<p>危機政策課</p> <p>危機政策課</p>

<p>では、平成28年度末の実績率が100%に達しているが、市町の考える必要数と実績数の積み上げデータを確認しておく必要がある。</p> <p>アクション No. 86 の動力消防ポンプ口数についても、No. 95 と同様、単純に人口当たりで計算するのではなく、消防本部及び消防団が必要と考える数と現在の数を確認していくことで、現場におけるカバー状況や、今後、必要な交付金を把握すべきである。</p> <p>アクションNo. 174については、福祉避難所への避難が必要かどうかの判定は、本人を取り巻く環境（支援者の有無など）によって避難生活の困難さが異なり、介護度のランクなどで機械的に分けることができないので、想定避難者数の捉え方を見直す必要がある市町がないかどうかを再確認しておくべきである。</p>		<p>今後も、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議で適切に進捗管理をし、市町と情報共有を図るなどして、必要数の見直しや実績数の把握をしていく。</p>	
	措置完了	<p>消防力の整備指針に基づき、各市町が目標とすべき整備水準を算出し、達成している市町が100%となるよう目標を設定した。</p>	消防保安課
	措置完了	<p>各市町に対し、アンケート調査を実施（H30.7）し、市町の避難行動要支援者名簿の作成方法等を把握した。</p> <p>機械的に台帳情報から当該名簿を作成するのみであった市町を把握した上で、民生委員や自主防災組織等の協力を得ながら個別の状況を確認し、名簿を作成している市町の取組等を、市町意見交換会（H30.9～10）において全市町と共有し、市町の名簿作成の取組を支援した。</p>	健康福祉部 管理局 政策監

意見	<p>⑤ 市町の事業のチェックでの契約状況の確認について</p> <p>平成28年度に同時通報用無線施設整備事業費が使われた11の市町について、子機の契約状況を追加確認した結果、親機を購入した業者と高額な随意契約をしているケースが検出された。</p> <p>これは、実施事業の特殊性から、親機を購入した業者から子機の購入や、保守契約を依頼せざるを得ないためということであるが、今後、親機を購入する際には、それ以降の子機の購入や保守契約も十分に考慮してくべきである。市町への指導・助言において、本件のような状況について説明を加えることが必要と考える。</p>	P36	措置完了	<p>「市町の同時通報用無線施設の整備にあたっては、子機の追加購入や保守契約も十分に考慮すべきである。」との意見が県の包括外部監査においてあったことを市町に情報提供するとともに、今後の契約の参考とするよう伝達した。</p>	中部地域局
----	--	-----	------	---	-------

E プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費					
意見	<p>① 「わが家の専門家診断説明報告書」の「メモ欄」について</p> <p>「わが家の専門家診断事業」は、住宅の耐震化を進めるうえで入り口になる制度であり、そこで申込者に直接会ってやり取りをした相談士が確認した情報を「わが家の専門家診断説明報告書」に記録することは、次のステップにつなげるために重要である。</p> <p>その重要なやり取りを記録すべき「メモ欄」の活用が不十分なケースがあった市町が散見されるのであれば、「メモ欄」に何を記載すればいいのかわかりにくい形にするのではなく、確認すべき事項を具体的に列挙して、埋めていく形式に見直すべきである。そのうえで、相談士に対しても確認すべき事項を周知徹底するとともに、調査の際に、市町に対しても、十分な記載をしない相談士には業務委託しないように指導を行うべきである。</p>	P52	措置完了	<p>「わが家の専門家診断説明報告書」の「メモ欄」については、確認すべき事項を具体的に列挙して埋めていく形式を追加するマニュアル改正を行い、平成30年6月の市町担当者会議において説明を実施した。</p> <p>平成30年8月から9月にかけて、市町の審査状況の調査を行い、十分な記載をしていない相談士がいる市町に対して指導を実施した。</p> <p>また、平成30年12月に相談士の講習会を実施し、周知を徹底した。</p> <p>今後も継続して市町の審査状況の調査を行い、市町に対して指導する。</p>	建築安全推進課
意見	<p>② 「わが家の専門家診断事業」における専門家の派遣期間の管理について</p> <p>県は、市町の審査状況の調査で「わが家の専門家診断事業」における申し込みから専門家派遣までの期間が長いものがなかったかどうかを事後的にチェックしているが、各市町において、申し込みから専門家派遣までの期間をどのように管理しているのかについては踏み込んで確認していない。</p> <p>市町では、形式は統一されていないものの、それぞれ「わが家の専門家診断事業」に関する台帳やリストを作成しているため、表計算ソフトで申し込みから一定期間経過しても</p>	P53	措置完了	<p>「わが家の専門家診断事業」における専門家の派遣までの期間の管理については、申し込みから派遣までの期間が分かるような集計を行うよう、平成30年2月、6月の市町担当者会議において説明した。</p> <p>平成30年8月から9月にかけて市町の審査状況の調査を行い、申請から派遣までの期間が分かるような集計が行われていることを確認した。なお、専門家派遣までの期間に時間がかかっているも</p>	建築安全推進課

	<p>専門家の派遣がない場合にはすぐにわかるような設定をすることや、申し込みから専門家派遣までの期間の集計をすることを指導していくことなどを検討すべきである。</p> <p>さらに、相談士が少なく派遣までの期間がかかってしまう市町があれば、市町の単位ではなく、広域で相談士を融通する仕組みを構築するなどの検討も必要だと考える。</p>			<p>のがあった場合、個別に市町に対し指導する。</p> <p>また、広域で相談士を融通する仕組みについては、市町内の相談士が少ないなどの理由により、市町内で対応できない場合は、市町の求めに応じて、周辺市町から融通することが可能となるよう、業務を実施する関係団体に対し、平成30年2月に協力を依頼した。</p>		
意見	<p>③ アクションの進め方と、目標指標や実績の見直しについて</p> <p>アクションNo. 68（緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進）とアクションNo. 69（緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進）では、実績の集計を厳密にやろうとすると、膨大な作業となってしまうため、実績率を算定する際の分母となる耐震化対策が必要とされる対象数として10年以上も前のデータを継続して使用している。</p> <p>アクションそのものの実行ではなく、実績の集計に膨大な手間をかけるのは全く無意味であるが、アクションの趣旨を考えれば、緊急輸送路等が新たに追加された場合には、その道沿いの建築物については、落下物や耐震化の対策が必要なものがないかどうかのチェックは行われるべきである。そして、新たに対策が必要と認識された対象物などを数値目標や実績率の計算にも反映させていく必要がある。</p>	P53	措置 対応中	<p>ブロック塀等の倒壊により、通行障害が生じることを防ぐため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行令が改正（平成31年1月1日施行）され、防災上重要な道路沿いにある建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に、耐震診断の実施、結果の報告を義務付けることが可能となった。</p> <p>危機管理の視点に立ち、平成31年2月に防災上重要な道路を特定したことから、平成31年度にその道沿いのブロック塀の対象数を把握する。</p> <p>なお、防災上重要な道路沿いにおいて、耐震化が必要な建築物については、助成制度を活用し耐震化を進めるとともに、落下対象物を把握し安全対策を検討する。</p>	H32. 3	建築安全 推進課

F 商工業総合振興対策費						
意見	<p>① アクションプログラムの目標指標の設定について</p> <p>本アクションでは、対象を 100 人以上の事業所としているが、担当課がBCPの普及啓発事業において策定率の推移を注目しているのは50人以上の事業所である。</p> <p>担当課は、アンケート結果を事業所の人数別に集計しているため、実績データを50人以上の事業所で集計するのも、100人以上の事業所で集計するのも、事務作業としてはそれほど負担がかかるわけではないが、二重管理になってしまっている。</p> <p>災害時の社会的な影響を考慮しながら、二重管理による無駄を減らすために基準を一元化させることが望ましい。</p>	P56	措置完了	<p>アクションプログラムの目標指標を「100 人以上の事業所におけるBCP策定率 100%」から、新総合計画で定める指標である「50 人以上の事業所におけるBCP策定率 65%」に変更した。新総合計画では 49 人以下の事業所の策定率も目標として設定したことから、「49 人以下の事業所におけるBCP策定率 35%」を追加した。</p>		商工振興課
意見	<p>② アンケート調査について</p> <p>BCPの策定状況については、危機管理部が4年に1回行っている企業防災実態調査のアンケートの中にも質問項目に含まれており、できるだけアンケート内容の共有や、重複を避けるような連携が必要であると考える。</p>	P56	措置完了	<p>BCPの策定状況については、商工振興課で一元的に調査を行うこととした。</p>		商工振興課
H 津波対策施設等整備事業費（海岸）						
意見	<p>① 「静岡モデル」の今後の推進について</p> <p>レベル1を超えるレベル2の津波に対しても、被害の最小化を目指す「静岡モデル」は、非常に重要な取組であるが、現在の進捗状況は、21の沿岸市町の全てにおいて取り組まれているわけではない。</p> <p>資金的にも地形的にも条件が揃った浜松市沿岸部等では、平成31年度末には完成する予定なので、それまでは県全体で本アクションが進捗しているような実績が示されるだろう</p>	P69	措置完了	<p>市町が行う「静岡モデル防潮堤」の整備は、レベル1を超える津波に対してもできる限り被害の最小化を図るための安全度の向上策であり、沿岸21市町全てに「静岡モデル推進検討会」を設置し、整備の可否や事業化手法等を県と市町が協働で検討し、整備の意向や合意形成など、条件が整った8市町において整備を</p>		河川企画課・河川海岸整備課

<p>が、今のままでは、平成32年度以降は、主には予算の問題から、一気に進捗がスローダウンしてしまうことが予想される。</p> <p>もともと、本アクションは、21の沿岸市町の全てに「静岡モデル」の検討会を設置することを目指すところからスタートし、それが実現し、次のステップとして「静岡モデル」としての具体的な対策工事を推進していくことに目標設定が見直されたものである。しかし、上述のとおり、例外的に条件が揃った浜松市等での工事だけが先行してしまっていて、県全体としては、具体的な対策工事の推進という段階には届いていない市町が多いなかで、目標設定が、検討会の設置から一気に対策工事の推進に飛躍してしまっている感がある。</p> <p>今後、言葉通り「静岡（県の）モデル」として推進していくためには、県として、前段階の条件整備のための市町への支援をもっと具体的に検討したり、予算化をしていく必要があると考える。</p> <p>前段階の条件整備としては、資金確保のための寄付や対策工事への理解や協力を得る意味でも、まずは、「静岡モデル」への住民・県民の関心を高めることが重要である。その点、県のホームページにも「静岡モデル」の推進についての簡単な説明がされているが、見る側に、自分たちの問題として何か協力しなければならない、と考えさせるようなメッセージが伝わってくるものにはなっていない。</p> <p>レベル2の津波への対策については、沿岸部の地形や利用状況などによって、できる対策、できない対策も分かれ、また、津波の侵入を防ぐ</p>			<p>進めている。</p> <p>この整備は、レベル1を超える津波を対象としていることから、国・県からの直接的な財政支援が困難なため、国・県では、コストを要する盛土材の確保について国・県発注工事による残土を可能な限り提供するなど、市町の負担軽減を図るなどして市町を支援している。</p> <p>平成30年度には、中日本高速道路㈱が進める新東名6車線化工事に伴い発生する土砂の一部、約20万m<sup>3</sup>の受入れが整った。</p> <p>引き続き、県内外で発生する土砂について広く情報収集を行い土砂確保に努めていく。</p> <p>観光や漁業への影響等によりレベル1を下回る高さでの施設整備を求める声もある伊豆半島沿岸の市町は、静岡モデル防潮堤等のハード対策ではなく、避難などソフト対策を主体とした津波対策を推進していることから、危機管理部と連携し「地震・津波対策等減災交付金」を平成31年度に創設し、津波災害警戒区域の指定を受けた市町の津波対策や、津波に特化した避難訓練の事業費に対する補助率を引き上</p>		
---	--	--	--	--	--

	<p>ことに重点を置くのか、津波から逃げることに重点を置くのか、という考え方についても市町によって分かれることが考えられる。住民に対して、静岡県全体の「静岡モデル」の取組の中で、自分たちが住む市町には、どのような特性や対策を進めるうえでの障害があって、それによって、どのような対策が講じられているのか、その対策がどの程度進んでいるのか、など、他の市町と比較しながら理解を深めてもらい、当事者意識を高めていけるような情報提供を行うことを検討すべきである。</p>			<p>げるメニューを追加するなど支援を強化した。</p> <p>静岡モデル防潮堤整備に係る情報提供については、監査結果を踏まえ、平成 30 年度に、市町の取組状況や地域住民と協働で整備を進めていることが、より分かり易くなるよう、県ホームページを更新した。</p> <p>また、出前講座の開催など様々な機会を捉え、静岡モデル防潮堤はもとより静岡県が進める津波対策に対して県民の理解が深まるよう広報してきた。</p> <p>今後も継続的に情報提供を行っていく。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

I 吊り天井落下防止対策事業費

意見	<p>① 今後の進め方について</p> <p>本アクションは、知事部局、警察本部、教育委員会の3つの施設管理所管課の取り組みがひとまとめにされているが、担当課別の対応状況を見ても、全体として進捗が遅いと言わざるを得ない。</p> <p>「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」には、民間の事業者が所有する建築物の特定天井に対する改修対策もあるが、民間の事業者に対して改修を求める前に、県の取組や具体的な実施計画を示さなければ、説得力に欠けてしまう。</p> <p>最も進んでいる教育委員会については、すぐにできそうな撤去工事や応急的な落下防止措置を実施したことは評価できる。しかし、その後の追加対策については、学校施設の軀</p>	P75	措置 対応中	<p>躯体の建替え・改修計画について、今年度「学校施設長寿命化整備指針」、「高校第三次長期計画」、「特別支援学校整備基本計画」を踏まえた「学校施設中長期整備計画」の中で、明確にする予定</p>	H32. 3	財務課
----	---	-----	-----------	--	--------	-----

<p>体の建替え・改修を優先して進めた後で、平成34年度にまとめて実施することを考えているとのことであるが、前提となる躯体の建替え・改修計画が明確になっていない。人命を守るための対策であり、施設管理所管課として中立公平に対策を進めるためには、対外的にも説明可能な順位づけの考え方を検討したうえで、躯体の建替え・改修計画を明確にする必要があると考える。</p>				
---	--	--	--	--